**【SGR Legal Alert】　OSHA Releases Updated COVID-19 Guidance.**

スミス・ガンブレル・ラッセル法律事務所

2021年 2月3日 現在

バイデン大統領の2021年1月21日付けの大統領令を受け、米国労働安全衛生局（OSHA）は、2021年1月29日付けで職場でのCOVID-19の感染の軽減と予防に関する新たなガイダンスを発表しました。

新しいガイダンスは、医療・救急以外の全職場に適用されます。同ガイダンスは、雇用者に対して、職場の危険性の評価・査定を行うこと、職場におけるCOVID-19の感染拡大を制限するための対策を講じること、感染しているまたは感染の可能性のある従業員を職場から離して自宅隔離させる対策を講じること、

そしてCOVID-19に関する懸念を示した従業員を報復から保護すること等について推奨しています。

最新のガイダンスで取り上げられているいくつかの新しい対策には、以下のものが含まれています。

* 従業員にマスク等のフェイスカバーを提供すること（ただし、作業に防塵マスクが必要な従業員を除く）。
* ワクチンの接種資格がある全従業員にCOVID-19ワクチンを無償で提供すること。
* 安全対策を講じる際に、ワクチンを接種した従業員と接種していない従業員を区別しないこと。
* 隔離が必要な従業員に有給の傷病休暇(Paid Sick Leave)を提供すること。
* 職場のCOVID-19感染予防プログラムを実行する責任者を任命すること。

このガイダンスは新しい基準や規制ではなく、新たな雇用者の法的義務を生み出すものではありません。しかし、労働安全衛生法上、雇用者には、従業員に安全な職場を提供する一般的な義務が課せられていることから、本ガイダンスの遵守・実施は、非常に重要なものとなります。したがいまして、各社におきまして、新しいガイダンスを実行されることを強くお勧めいたします。

また、大統領令に従い、OSHA は 、2021年3月15日までにCOVID-19 に関する緊急暫定基準(Emergency Temporary Standard)を発行する見通しで、その中には今回新たに発行されたガイダンスの多くの要素が含まれると予想されます。

本件につき、新たな動きがありましたら、適宜アップデートさせていただきます。

【関連資料リンク】

最新のOSHAガイダンス：

<https://www.osha.gov/coronavirus/safework>

バイデン大統領の2021年1月21日付けの大統領令：

<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/01/21/executive-order-protecting-worker-health-and-safety/>

英語全文はこちらからご覧ください [**here**](http://r20.rs6.net/tn.jsp?f=001_6OhNsIPj7sJXY7VnkMhiAr2WK1mulKyfoQbSIiB2PrOJ_ln9g_H-oraZ3Z3dv3-v-1t87ydFL2dmWGu3JvgX1R_l_4CafE8WKASfkaNDpd7KHMuCFHMzuyS2PVWzFH30utFZia6je8Mv1QWHQpE0rwFS3x3pPoyzwKBWGta0dEJ1SLtmwBOS65NZAuojBCtKNGFNfft_rj_jCXqffN2T7U8AwX5Z_Gt&c=3p7-e9nmKkejccWQ5uwad0fL7YzTh57VZC8reB0_OM-O_3pmGL5YDA==&ch=utM8APQKN7BGr20djo4cTrYjlscemeyQectADLhpox16ZXeu8I60sQ==).

SGR法律事務所・日本チーム

米国弁護士 小島清顕 kkojima@sgrlaw.com

米国弁護士 猪子晶代 ahewett@sgrlaw.com